

事業概要書

予算科目	款	3	項	1	目	1	中事業名	物価高騰生活支援給付金事業（追加分）	
事業名等	物価高騰生活支援給付金事業（追加分）						予算計上額	497,519 千円	
概要	<p>「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」のうち、低所得世帯支援枠を追加的に拡大する旨が盛り込まれたことを受け、物価高騰の影響を特に大きく受ける非課税世帯の生活を支援するため、1世帯当たり7万円の現金を給付する。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯 基準日（令和5年12月1日）において世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。 <p>【予算内訳】・・・給付金、事務費については全額交付金措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対象見込世帯数 7,000世帯 ○給付金見込額 7,000世帯 × 7万円 = 490,000千円 ○事務費 7,519千円 【内訳】 時間外勤務手当: 129千円 消耗品費: 50千円 通信運搬費: 29千円 手数料: 825千円 委託料: 6,486千円（給付対象抽出業務等委託、給付申請窓口業務等委託） 								
目的	物価高騰の影響を特に大きく受ける非課税世帯の生活を支援することで、経済的安定と安心の確保を図ることを目的とする。								
必要性	物価が高騰する中、特に家計への影響が大きい非課税世帯の生活を早急に支援する必要がある。								
計画	令和6年1月上旬～3月末								
実施期間	令和6年 1月上旬 対象世帯に案内通知及び確認書を発送 令和6年 1月下旬 対象世帯への給付を開始 令和6年 2月下旬 申請締め切り 令和6年 3月下旬 事業終了								
効果	物価高騰による非課税世帯家計への影響緩和が期待できる。								
SDGs 関連項目	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう								

事業概要書

予算科目	款	3	項	2	目	1	中事業名	低所得のひとり親世帯への生活応援給付金事業(追加対策分)		
事業名等	低所得のひとり親世帯への生活応援給付金事業(追加対策分)							予算計上額	10,573 千円	
概要	<p>令和5年11月24日付けの県からの通知文書「三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金(追加対策分)の支給について」に基づき、低所得のひとり親世帯に対し、給付金(児童1人当たり2万円)を支給する。 給付金、事務費については全額県負担(10/10)</p> <p>【予算内訳】 ○給付費 9,840千円 支給対象者:350人 支給対象児童:492人 支給額:児童1人当たり20千円 ○事務費 733千円 時間外勤務手当:11千円 消耗品費:20千円 通信運搬費:30千円 口座振替手数料:50千円 給付対象者抽出業務等委託料:622千円</p> <p>【支給対象者及び支給方法】 ・令和5年11月分の児童扶養手当の支給が決定されている方 → 申請不要(プッシュ型)で支給</p>									
目的	物価高騰の影響が長期化し、依然として非常に厳しい経済情勢の中で、特に影響の大きい低所得のひとり親世帯を支援する観点から、「低所得のひとり親世帯への生活応援給付金(追加対策分)」を支給することにより生活の支援を行う。									
必要性	低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)の生活を支援するため必要である。									
計画	2月上旬:対象者に案内通知書を発送 2月下旬:低所得のひとり親世帯への生活応援給付金の振込									
実施期間	令和5年12月下旬～令和6年3月末									
効果	食費等の物価高騰の影響を特に受けている、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)に対し、子どもたちが家庭で過ごす春休み、新学期を迎える時期までに給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活支援を行うことができる。									
SDGs 関連項目	3 すべての人に健康と福祉を 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう									

志摩市低所得のひとり親世帯への生活応援給付金(追加対策分)事業実施要綱
(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県低所得のひとり親世帯への生活応援給付金支給要領(令和5年11月24日付子福第05-488号通知)に基づき、物価高騰の影響が長期化により、特に大きい影響を受ける低所得のひとり親世帯を支援する観点から、志摩市低所得のひとり親世帯への生活応援給付金(追加対策分)。以下「給付金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、市において、令和5年11月分の児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)による児童扶養手当(以下「児童扶養手当」という。)の支給の決定が、令和6年〇月〇日までにある者(その全部を支給しないこととされている者を除く。)とする。

(支給額等)

第3条 給付金の額は、既に支給決定を受けた児童扶養手当の支給対象となった監護等児童(法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。)1人につき2万円とする。

2 給付金の支給は、1回限りとする。

(支給の申込み等)

第4条 市長は、支給対象者に対し、支給の申込みを行う。

2 支給対象者は、前項の申込みを受けた際、志摩市低所得のひとり親世帯への生活応援給付金(追加対策分)受給拒否の届出書(様式第1号)により給付金の受給の拒否を市長に届け出ることができる。

3 支給対象者は、児童扶養手当の振込先口座として市長に届け出た口座(以下「指定口座」という。)を解約等しているときは、志摩市低所得のひと

り親世帯への生活応援給付金(追加対策分)支給口座登録等の届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。

- 4 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し、給付金を支給する。ただし、第2項の届出があったときは、この限りではない。

(支給の方式)

第5条 市長は、指定口座への振込みにより、給付金を支給するものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第6条 市長は、本給付金支給事業の実施に当たり、事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(振込み口座の確認ができなかった場合等の取扱い)

第7条 市長が第4条第4項の規定による支給決定を行った後、指定口座(支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした口座とする。)に給付金の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約・変更等の事由により、令和6年〇月〇日までに指定口座が確認できない場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項

は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。